

## 処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社上総安房クリーンシステム 代表取締役社長 須賀 潔	富津市新富 21 番 3	28, 184. 0 m <sup>2</sup>	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

### (理由)

本敷地は、JR 内房線青堀駅から北西に約 2.7 キロメートル離れた位置にあり、工業専用地域に位置している。

施設は幅員 25 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 焼却施設 計3炉

『新設』焼却施設 486t/日

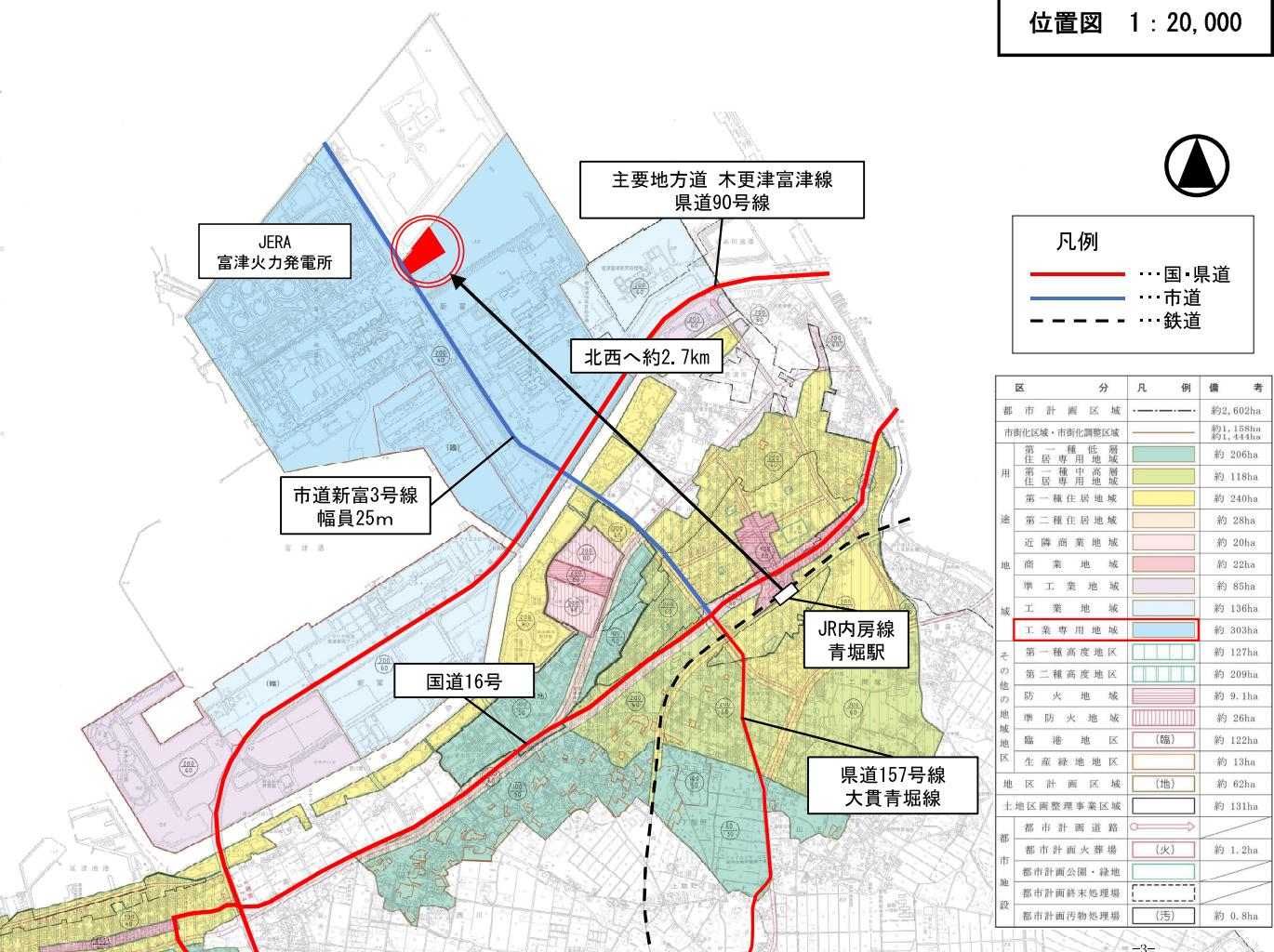
汚泥、廃プラスチック類、その他産業廃棄物（紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類）

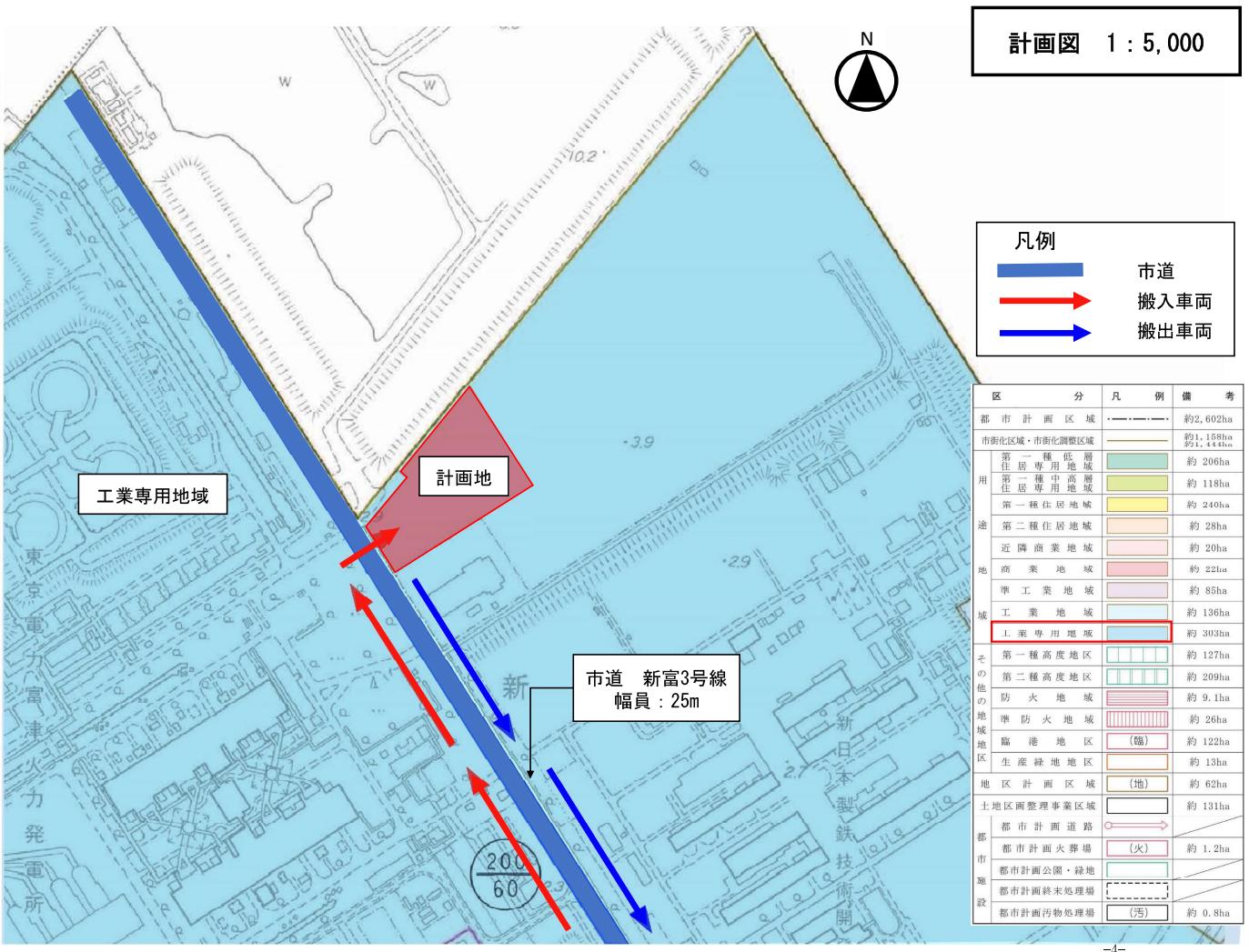
### 【参考：焼却施設における専焼能力表】

処理品目	専焼処理能力	混焼処理能力
汚泥	486t/日 (442 m <sup>3</sup> /日)	486t/日
廃プラスチック類	142t/日	
その他産業廃棄物	486t/日	

3 建築物 合計 4 棟 (新築 4 棟)

位置図 1 : 20,000





## 第198回千葉県都市計画審議会「第3号議案」概要

### 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(富津市)について

#### 1 施設の概要

設置者	株式会社上総安房クリーンシステム 代表取締役社長 須賀 潔		
敷地面積	28,184.0 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	25m
計画地内の 処理施設	許可対象施設(産廃) 新設:焼却施設(3炉)		
	許可対象外施設 新設:破碎機(1基)		

#### 2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市の都市計画と整合している。</li> <li>申請地は工業専用地域に位置している。</li> <li>近傍に既決定の都市施設はない。</li> <li>敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。</li> </ul>
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な搬出入経路は、幅員25mの市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大225台。)</li> <li>主要な搬出入経路に通学路の指定はない。</li> </ul>
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。</li> <li>廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。</li> <li>敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ1.8mのフェンスを設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。</li> </ul>

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

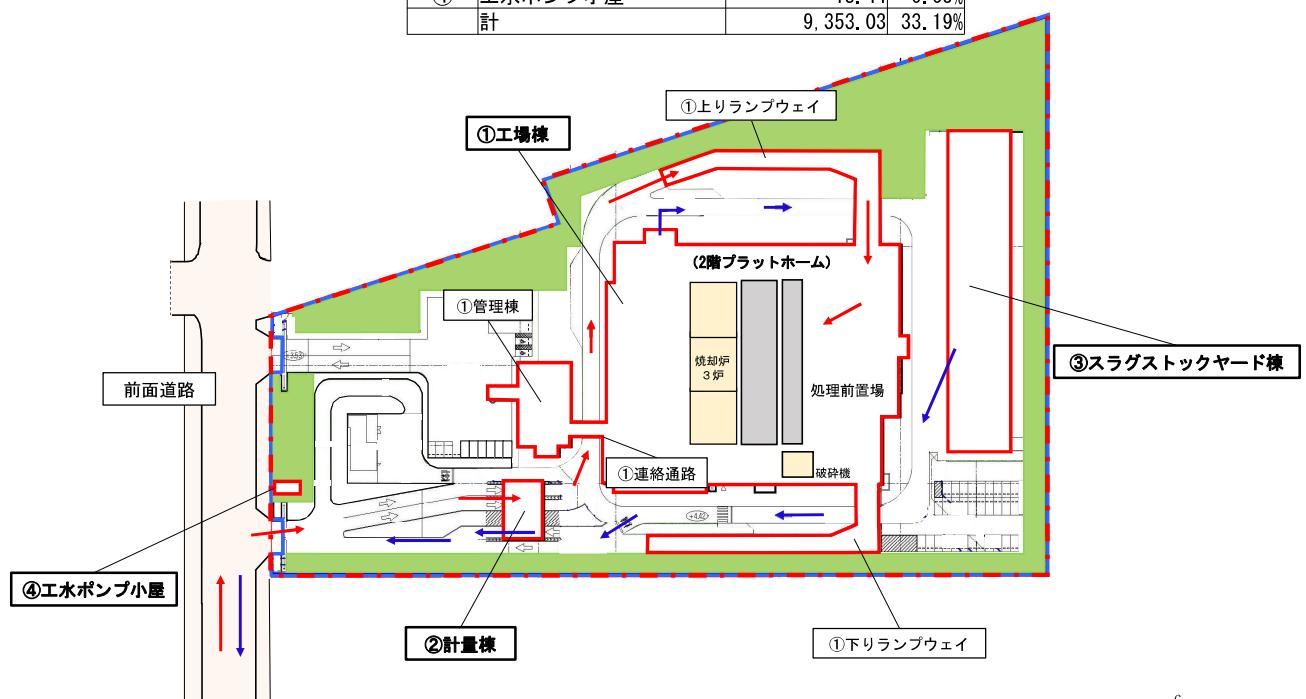
## 【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地 (6,366.63m²、22.58%)
	搬入
	搬出
	処理前保管場所
	処理施設（新設）
	フェンスH1800

土地利用計画表

番号	用途	建築面積 (m²)	割合 (%)
①	工場棟	6,305.27	22.37%
	連絡通路	30.76	0.11%
	管理棟	443.75	1.57%
	上りランプウェイ	430.19	1.53%
	下りランプウェイ	415.96	1.48%
②	計量棟	165.32	0.59%
③	スラグストックヤード棟	1,548.34	5.49%
④	工水ポンプ小屋	13.44	0.05%
	計	9,353.03	33.19%

配置図 1 : 1,000



## 環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考														
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	排ガス性状の設計値														
				<table> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制値</th> <th>設計値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん (g/Nm<sup>3</sup>)</td> <td>0.04</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (ppm)</td> <td>250</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物 (Nm<sup>3</sup>/h)</td> <td>27.7 (K値1.75)</td> <td>2.30</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (mg/Nm<sup>3</sup>)</td> <td>700</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μ gHg/Nm<sup>3</sup>)</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 上記の設計値及び規制値は、標準酸素濃度(O<sub>2</sub>)12%換算値です。 注2) 総量は3炉合計の値です。</p>	項目	規制値	設計値	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0.04	0.01	窒素酸化物 (ppm)	250	30	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	27.7 (K値1.75)	2.30	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	700
項目	規制値	設計値																
ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0.04	0.01																
窒素酸化物 (ppm)	250	30																
硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	27.7 (K値1.75)	2.30																
塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	700	49																
水銀 (μ gHg/Nm <sup>3</sup> )	30	30																
ダイオキシン類対策特別措置法	有	適合	<table> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制値</th> <th>設計値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 上記の設計値及び規制値は、標準酸素濃度(O<sub>2</sub>)12%換算値です。</p>	項目	規制値	設計値	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.1	0.1									
項目	規制値	設計値																
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.1	0.1																
富津市環境条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく規制基準の設定なし。															
騒音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間24時間]														
				<table> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>規制値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 (6~8時)</td> <td>65dB</td> <td>58dB</td> </tr> <tr> <td>昼間 (8~19時)</td> <td>70dB</td> <td>61dB</td> </tr> <tr> <td>夕 (19~22時)</td> <td>65dB</td> <td>59dB</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22~6時)</td> <td>60dB</td> <td>58dB</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	規制値	予測値	朝 (6~8時)	65dB	58dB	昼間 (8~19時)	70dB	61dB	夕 (19~22時)	65dB	59dB	夜間 (22~6時)	60dB
時間帯	規制値	予測値																
朝 (6~8時)	65dB	58dB																
昼間 (8~19時)	70dB	61dB																
夕 (19~22時)	65dB	59dB																
夜間 (22~6時)	60dB	58dB																
富津市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間24時間]															
振動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく、振動規制区域に該当しない。														
	富津市環境条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく、振動規制区域に該当しない。														
悪臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。 (富津市では、工業専用地域を除く用途地域を指定地域としている。)														
	富津市環境条例	有	適合	類似施設の敷地境界における特定悪臭物質濃度・臭気指數から、規制基準を満足するものと判断される。 ※富津市環境条例における規制基準：「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周囲の人々が不快感を感じると認められない程度とする。」														
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	施設の稼働により発生する工程排水及び生活排水は場内で処理後再利用を行い、公共用水域への放流はない。雨水排水のみ放流される。														
	富津市環境条例	無	—															